

調整金（仮称）について

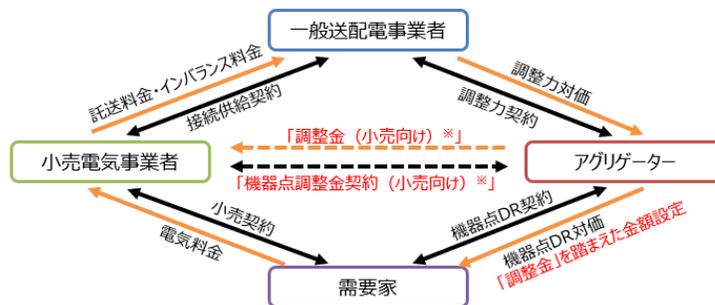
2024年3月5日
資源エネルギー庁

調整金（仮称）

- 本検討会において、機器個別計測を実施する際の小売電気事業者とアグリゲーター間に生じる便益の不一致を調整するべく、調整金（仮称）を採用することとし、今後、その算出方法等の詳細検討を進めることとしていた。
- 今般の需給調整市場における機器個別計測リソースの参入開始の方針を踏まえた検討を行った。
- 調整金（仮称）と類似した仕組みとして、ネガワット調整金があることから、**本検討においては、受電点計測を想定して整理された『ネガワット調整金』の仕組みを基本とした上で、機器個別計測の影響を考慮してもこれらの仕組みが適応できるかを確認した。**また、群管理の有無により各種計画の提出の仕方が異なるため、複数の需要地点を群管理として取り扱うことも考慮した。

【参考】調整力契約方式を採用した場合の各事業者の関係

- 先述のとおり、一般送配電事業者とアグリゲーターは、**機器個別計測対象需要家を対象とした新たな契約として、「調整力契約」を締結することと整理した。**
- その結果、機器点対象リソースが発電・放電リソースの場合であっても、**受電点計量値そのものの「補正」は行わないこととなる。**※需要リソースの場合はそもそも受電点計量値の補正は不要（前回検討会で整理）。
- 他方、需要家内の発電リソースからの発電量増加が調整力として供出された結果、**小売電気事業者は発電量増加分に相当する小売販売量が減少する。**これに相当する便益を調整するため、**小売電気事業者に対しアグリゲーターから「調整金（仮称）」を支払う形式を採用することとし、今後、その算定方法等の詳細について検討を進めることとした。**
※これにより、機器点からの調整力供出と自家消費という価値の二重取りを回避できることになる（発電・放電リソースの場合）。
 ※調整力を供出してもなお受電点で逆潮流の場合は、小売販売量は0から変わらないため、調整金の対象外となる。
 ※需要リソースの場合（機器点でのネガワットの場合）には、従来のネガワット調整金スキームが適用されると考えらえる。

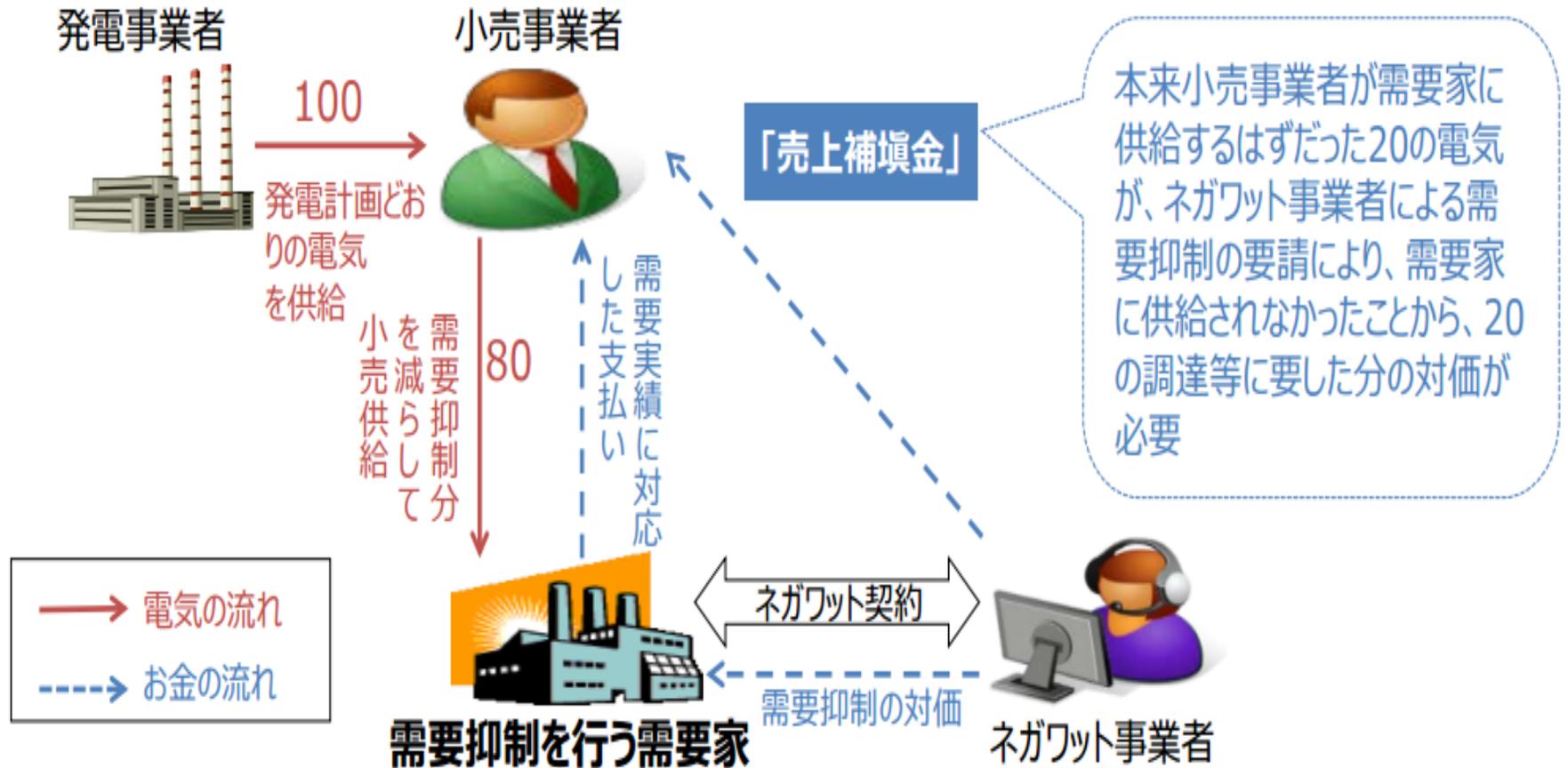


※ 名称は全て仮称。
 ※ 発電・放電リソースの場合に設定。機器個別計測の対象が需要リソースの場合は、従来のネガワット調整金スキームを適用。
 ※ 小売電気事業者とアグリゲーターが一体の場合には、本契約は不要と考えられる。

（出典）次世代の分散型電力システムに関する検討会 中間とりまとめ

【参考】ネガワット調整金とは

- ネガワット調整金とは、小売電気事業者とアグリゲーターとの間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、アグリゲーターが小売電気事業者に対して支払う金額である。



【参考】調整力契約方式を採用した場合の各事業者の関係

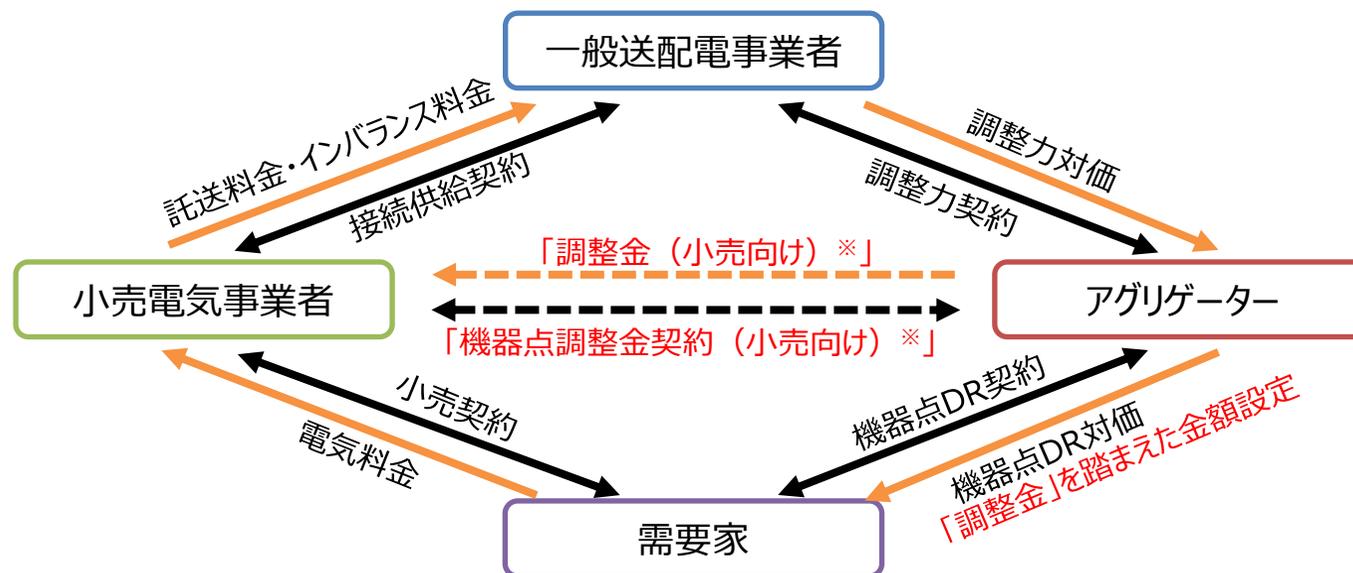
(出典)
次世代の分散型電力システムに
関する検討会 中間とりまとめ

- 先述のとおり、一般送配電事業者とアグリゲーターは、機器個別計測対象需要家を対象とした新たな契約として、「調整力契約」を締結することと整理した。
- その結果、機器点対象リソースが発電・放電リソースの場合であっても、受電点計量値そのものの「補正」は行わないこととなる。※需要リソースの場合はそもそも受電点計量値の補正は不要（前回検討会で整理）。
- 他方、需要家内の発電リソースからの発電量増加が調整力として供出された結果、小売電気事業者は発電量増加分に相当する小売販売量が減少する。これに相当する便益を調整するため、小売電気事業者に対しアグリゲーターから「調整金（仮称）」を支払う形式を採用することとし、今後、その算定方法等の詳細について検討を進めることとした。

※これにより、機器点からの調整力供出と自家消費という価値の二重取りを回避できることになる（発電・放電リソースの場合）。

※調整力を供出してもなお受電点で逆潮流の場合は、小売販売量は0から変わらないため、調整金の対象外となる。

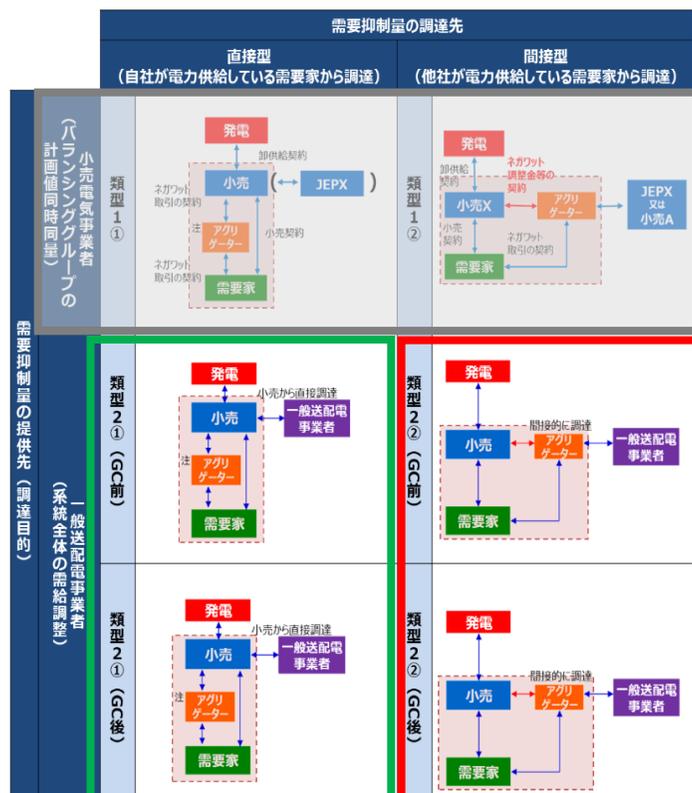
※需要リソースの場合（機器点でのネガワットの場合）には、従来のネガワット調整金スキームが適用されると考えられる。



※ 名称は全て仮称。
※ 発電・放電リソースの場合に設定。
機器個別計測の対象が需要リソースの場合は、従来のネガワット調整金スキームを適用。
※ 小売電気事業者とアグリゲーターが一体の場合には、本契約は不要と考えられる。

調整金（仮称）の対象となる類型の整理

- 調整金（仮称）の検討の対象とする類型は、機器個別計測リソースの参入開始の方針が整理された需給調整市場へ調整力を供出する類型2の場合である。
- 受電点計測を想定して整理された『ネガワット調整金』の場合、直接型（類型1①、類型2①）に関しては、小売電気事業者の意思に基づき、需要抑制を行うものであるので、ERABガイドラインにおいても、小売電気事業者へのネガワット調整金を支払うという概念は存在しないと整理されている。
- この概念は、受電点計測の場合に限られるものではなく、機器個別計測の場合にも当てはまる概念である。



調整金（仮称）の検討の対象外

調整金（仮称）の対象外 調整金（仮称）の対象

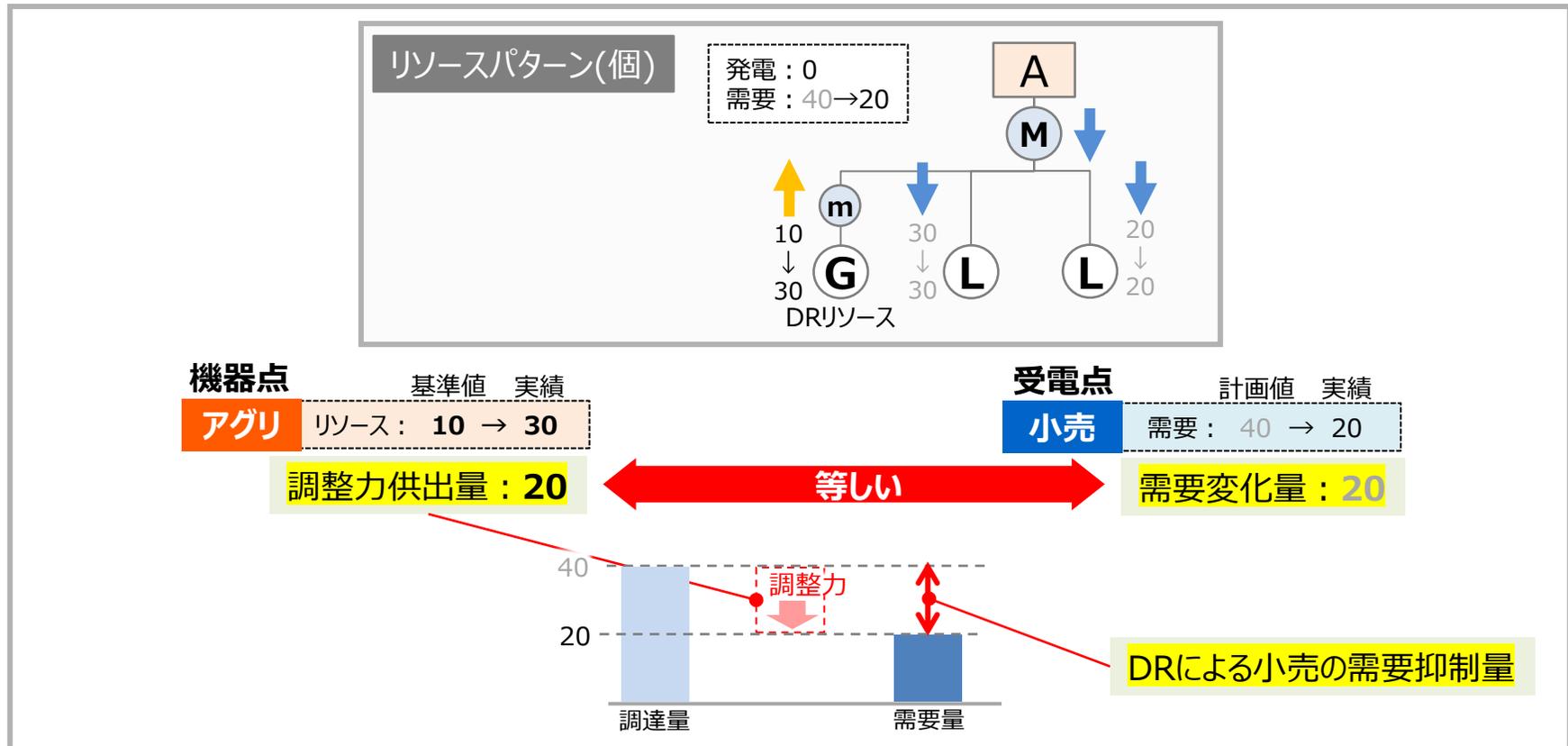
注 小売電気事業者がアグリゲーターを兼務している場合もある。 ERABガイドラインの活用が期待される範囲

調整金（仮称）の検討 個々に管理する場合①

- 個々に計画値を策定する場合に関して整理する。
- 機器個別計測を活用し下げDRをするケースにおいて、DRリソースを除き需要が計画※から変化しない場合、『機器点での基準値と実績の差分』と『受電点での計画と実績の差分』は変わらない。
- つまり、機器点での調整力供出量は、DRによる小売の需要抑制量と等しいと言える。

※実際に計画はなく、仮に計画があったとした場合。

<DRリソースを除き需要が計画から変化しない場合>

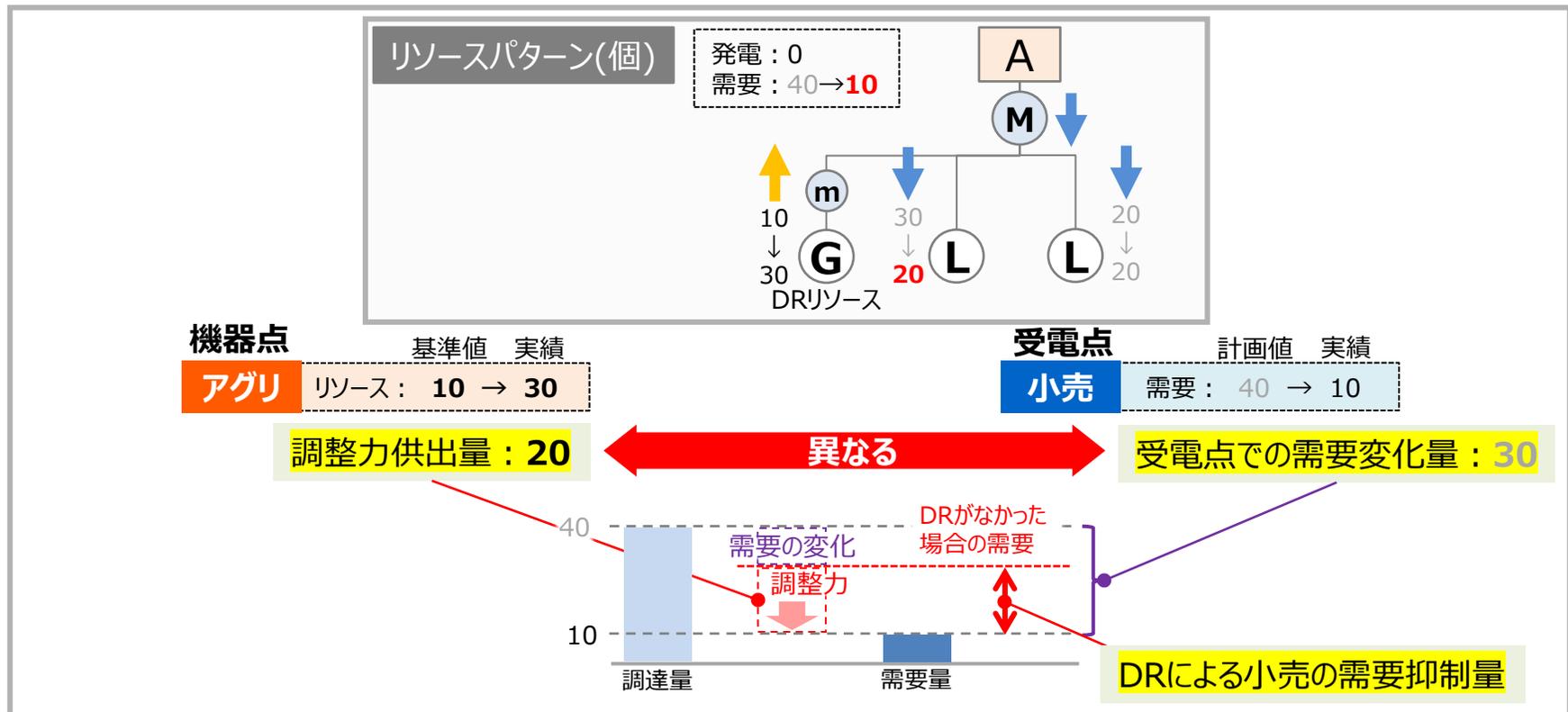


調整金（仮称）の検討 個々に管理する場合②

- DRリソースを除く需要が計画※から**変化した**場合、『機器点での基準値と実績の差分』と『受電点での計画と実績の差分』は異なる。他方、この違いは、DRリソースによる調整力供出に起因するものではなく、需要家の需要の変化によるものであるため、**小売のインバランスに相当するものであると考えられる。**
- つまり、機器点での調整力供出量は、DRによる小売の需要抑制量と等しいと考えられる。
- したがって、機器点での調整力供出量を調整金を支払う対象の需要抑制量とし、ネガワット調整金と同様の仕組みで精算することとしてはどうか。

<DRリソースを除く需要も計画から**変化した**場合>

※実際に計画はなく、仮に計画があったとした場合

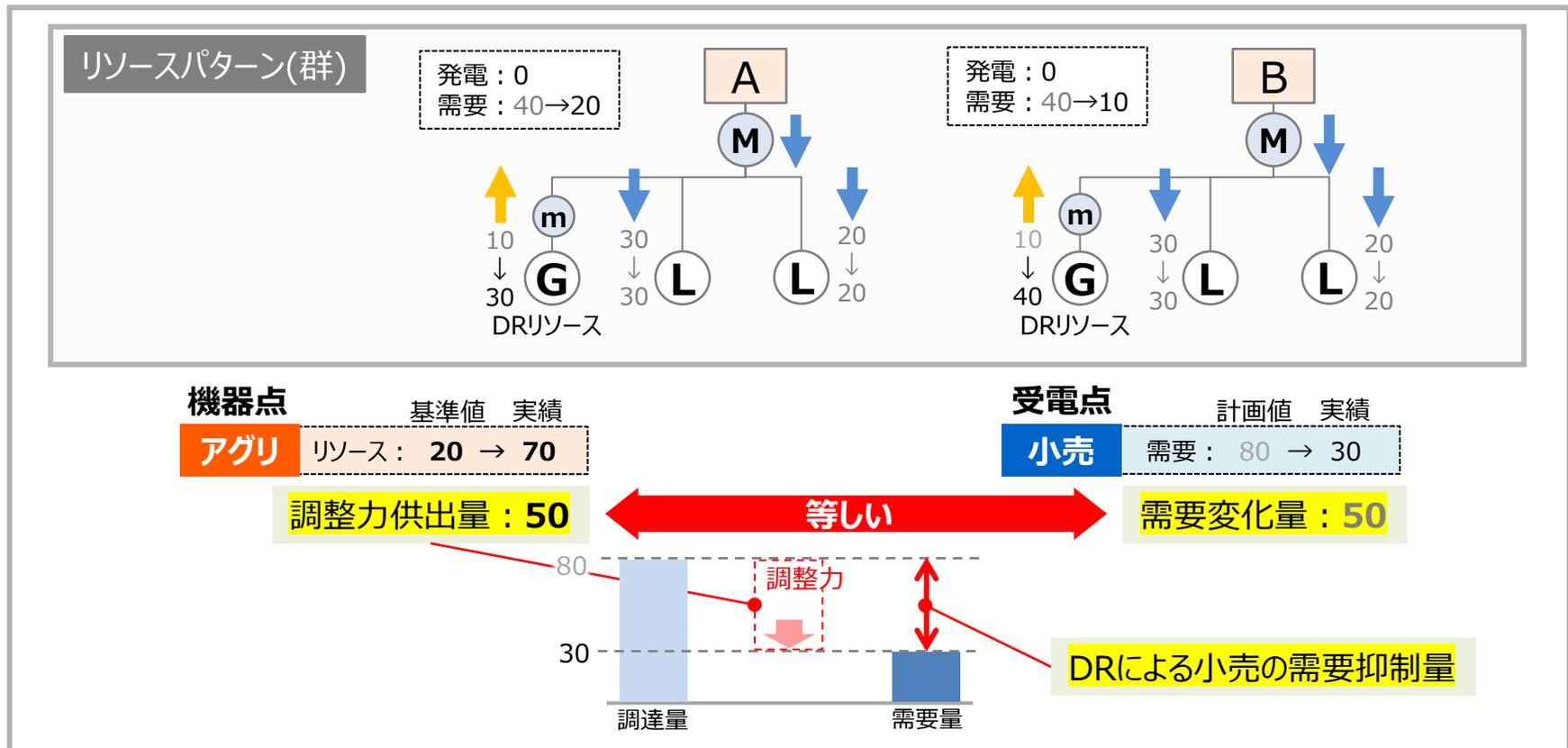


調整金（仮称）の検討 群管理の場合①

- 群で計画値を策定する場合に関して整理する。
- 機器点を活用し下げDRをするケースにおいて、DRリソースを除き需要が計画*から変化しない場合、『群の機器点での基準値と実績の差分』と『群の受電点での計画と実績の差分』は変わらない。
- つまり、群の機器点での調整力供出量は、DRによる小売の需要抑制量と等しいと言える。

※実際に計画はなく、仮に計画があったとした場合

<DRリソースを除き需要が計画から変化しない場合>

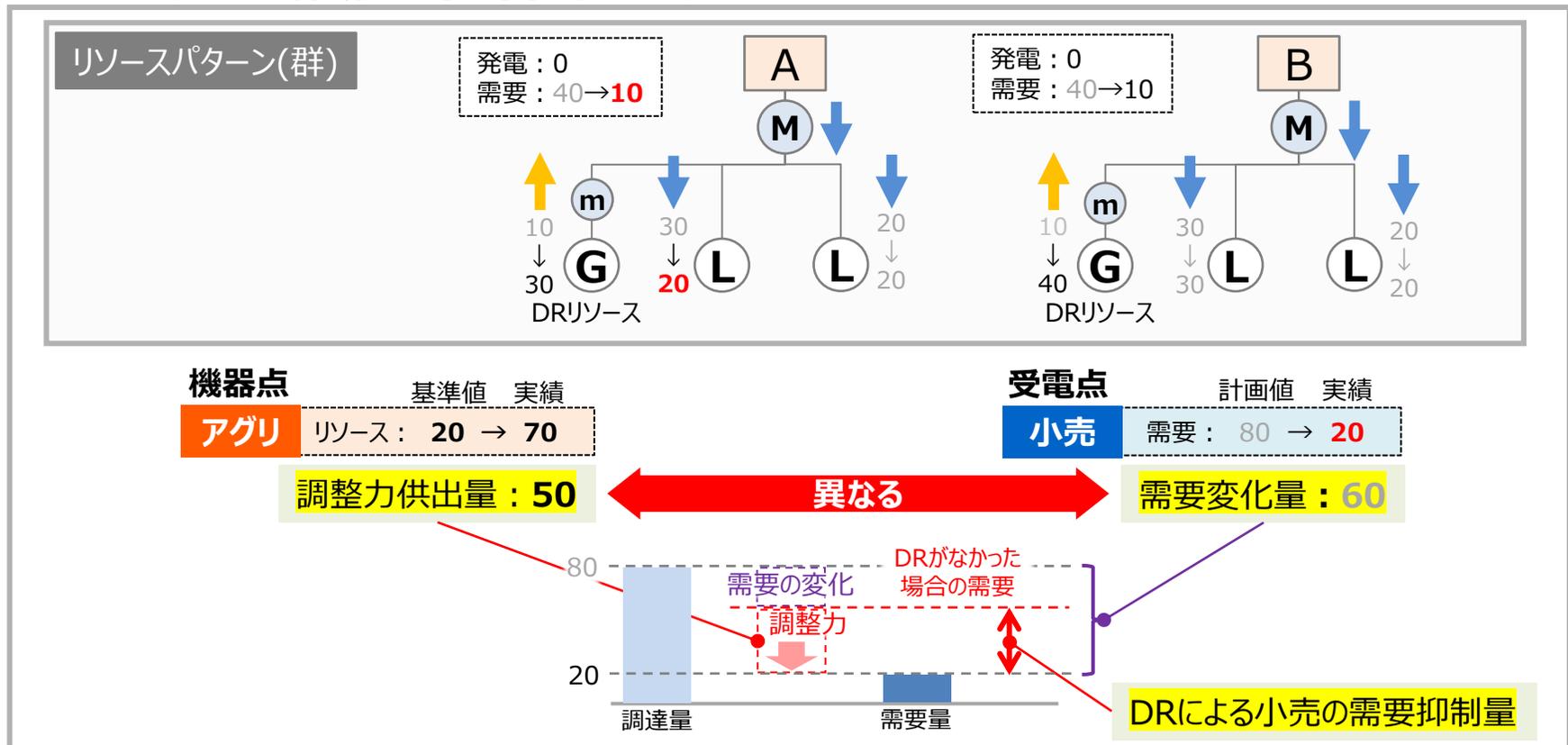


調整金（仮称）の検討 群管理の場合②

- DRリソースを除く需要が計画※から**変化した**場合、『群の機器点での基準値と実績の差分』と『群の受電点での計画と実績の差分』は異なる。他方、この違いは、DRリソースによる調整力供出に起因するものではなく、需要家の需要の変化によるものであるため、小売のインバランスに相当するものであると考えられる。
- つまり、機器点での調整力供出量は、DRによる小売の需要抑制量と等しいと考えられる。
- したがって、機器点での調整力供出量を調整金を支払う対象の需要抑制量とし、ネガワット調整金と同様の仕組みで精算することとしてはどうか。

< DRリソースを除く需要も計画から**変化する**場合 >

※実際に計画はなく、仮に計画があったとした場合



調整金（仮称）の検討 逆潮流の取扱い

- DRにより受電点潮流の計画・実績変化が逆潮で変わらない場合は、小売販売量は0から変わらないため、調整金（仮称）の対象外となる。
- また、DRにより受電点潮流の計画・実績変化が順潮から逆潮に入れ替わる場合、DRによる逆潮分については、小売販売量は0から変わらない。よって、DRによる順潮分の電力量についてのみ、調整金（仮称）の仕組みを活用して、精算することとしてはどうか。
- これらのうち、小売電気事業者が需要家と発電調整力契約を結び、逆潮流の電気の買取りを行っている場合は、DRにより買取量に関係する逆潮流のスマートメーターの計量値が調整力分増加することになるため、アグリゲーターが小売電気事業者と個別に調整していくこととし、機器個別計量の運開後の実施状況を踏まえ、必要に応じ、改めて検討していくこととしてはどうか。

まとめ

- 今回、機器個別計測を活用して調整力を供出した場合の小売電気事業者への影響に関して整理を行ったところ、機器点での調整力供出量は、DRによる小売の需要抑制量と等しく、アグリゲータが小売に調整金を支払う対象となる需要抑制量であることを確認された。
- したがって、機器点の調整力供出量をアグリゲータが小売に調整金を支払う対象となる需要抑制量とし、従来の『ネガワット調整金』と同様の仕組みで精算することとしてはどうか。また、呼称に関しても、これまで『調整金（仮称）』としてきたが、本整理により『ネガワット調整金』に含まれることとしてはどうか。
- なお、DRにより受電点潮流の計画・実績変化が逆潮で変わらない場合は、小売販売量は0から変わらないため、本調整金の対象外となる。
- また、DRにより受電点潮流の計画・実績変化が順潮から逆潮に入れ替わる場合、DRによる逆潮分については、小売販売量は0から変わらない。よって、DRによる順潮分の電力量についてのみ、ネガワット調整金の仕組みを活用して、精算することとしてはどうか。
- これらのうち、小売電気事業者が需要家と発電調整力契約を結び、逆潮流の電力を買取りを行っている場合は、DRにより買取量に係る逆潮流のスマートメーターの計量値が調整力分増加することになるため、アグリゲーターが小売電気事業者と個別に調整していくこととし、機器個別計測の運開後の実施状況を踏まえ、必要に応じ、改めて検討していくこととしてはどうか。